

提出書類作成マニュアル

奨学金給付申請書		
写真	写真については縦4cm×横3cm程度で、半年以内に撮影した、顔が正面を向いている写真を使用してください。本人のみ。無背景。 (帽子・マスク・サングラス着用不可)	
保護者氏名	保護者については父母、養親、後見人、その他の本人を現に監護している方(里親・児童養護施設の長等を含む)を指します。	
家族氏名	生計を一にする家族全員の氏名を記入してください。また、それぞれの年齢、続柄、職業、収入の有無をご記入ください。 主たる生計者に該当する方のチェックを入れてください。	
家庭状況	当てはまる項目について全てチェックを入れてください。 どのように生計を立てているかについても記入してください。	
進学希望理由等	進路を選択したきっかけ、給付型奨学金を利用して大学等に進学したい理由、進学して何をやりたいか、卒業してどのようなことをしたいか、などを記入してください。	
健康状態	大学等に進学するにあたって、健康上で心配な点があればお書きください。あくまで大学等に継続的に通えるか否か、を判断するものであって、通えるものと判断された場合は、記載があったからといって不利になるものではありません。	
その他の奨学金の併願状況	本奨学金は、日本学生支援機構(国における高等教育の修学支援新制度)以外の、他の給付型奨学金との併給不可のため、併願の有無について確認するものです。 併願は可能ですので、記載によって不利になるものではありませんが、両方の奨学金に合格した場合には、併願する給付型奨学金と本奨学金を一緒に利用することはできません。 また、貸与型奨学金等の状況についても併せて記入してください。	
同意文について	審査や支援を行う際に必要な範囲で、個人情報を取扱いますので、署名をお願いいたします。 なお、具体的な個人情報の取扱いについては、裏面を参照してください。	
生計を一にする家族全員の住民票の写し		
住民票	生計を一にする家族全員の住民票の写し(続柄の記載があり、申請受付日から3か月以内に藤沢市で交付されたもの。本籍、筆頭者、住民票コード、マイナンバーの記載は不要) また外国籍の方については在留資格の記載が必要です。 ※住民票の写しについて、コピーは不可です。	
生計を一にする者のうち、主たる生計者及び収入のある者全員の所得(課税)証明書 又は 非課税証明書		
証明書類	世帯の主たる生計者及び収入がある者の所得(課税)証明書 又は 非課税証明書(市役所納税課等で発行)を添付してください。 ※所得(課税)証明書 又は 非課税証明書について、コピーは不可です。	
2025年1月以降に就職した方	2025年1月以降に就職した等所得(課税)証明書 又は 非課税証明書の内容から収入に大きな変更がある方については、所得(課税)証明書 又は 非課税証明書に加え、直近3か月の給与明細書のコピー(勤務している方)、又は直近3か月の帳簿等のコピー(自営業の方)を添付してください。	

高等学校等又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類		
	高等学校等に在学中の方 高等学校等を卒業された方	在学中若しくは卒業した学校の成績が証明できる書類が必要です。 在学中の方は前の学年末までの、既卒者は最終学年までの、成績を証明できる書類を提出してください。
	高等学校卒業程度認定試験に合格した方	高等学校卒業程度認定試験の合格成績証明書を提出いただくとともに、免除となった科目がある場合には、免除の根拠となる書類も提出してください。 なお、合格成績証明書は文部科学省へ申請してから10日程度かかりますので、奨学金の申請に間に合うように発行申請を行ってください。
奨学金受給者推薦調書		
	推薦調書	在籍中又は卒業した高等学校等に、学校長印が押された推薦調書の作成を依頼してください。 また、高等学校卒業程度認定試験を受験された方に関しては、保護者以外のどなたかに推薦調書の作成を依頼してください。
生活保護の受給者証		
	発行	藤沢市役所の生活援護課に発行を依頼してください。 ※生活保護受給者証については、コピーは不可です。
児童養護施設等の入所又は退所を証明できる書類		
	発行	入所している(していた)児童養護施設等で発行を依頼してください。

個人情報の収集・提供に関する同意文について(補足)

本事業は、奨学金を給付することと合わせて、期間中に面談を実施し、状況に応じた相談、助言を行い、入学から卒業までをフォローする制度です。奨学金の審査や支援を実施するために必要な個人情報については、次のとおり取り扱います。

1. 奨学生の審査及び奨学生に対する適切な助言・支援を行うため、藤沢市の関係課、藤沢市社会福祉協議会、及び外部委員を含む藤沢市奨学金給付審査委員に対して、必要に応じて個人に関する情報を提供します。
2. 奨学生の審査及び奨学生に対する適切な助言・支援を行うため、面談の内容及び福祉的な支援が必要な場合等の個人に関する情報を、藤沢市の関係課、及び藤沢市社会福祉協議会、及び外部委員を含む藤沢市奨学金給付審査委員から必要に応じて収集します。
3. 給付額算定や給付手続きにおいて必要な情報の把握・確認のために、学費の納入状況や出席状況等に関する情報について、関係大学等に照会を行います。

なお、収集・提供した個人情報は本事業を遂行する目的のみで使用し、ほかの目的では利用いたしません。